



本部
申4号

「乗務員勤務制度の見直しについて」並びに 「賃金制度の改正について」に関する申し入れを行う！①

「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」について、地本は職場集会で出された組合員の皆さんの声に基づき、本部に要求項目を提出しました。そして、本部は各地本からの要求を全14項目31点にまとめ、本社に申し入れました。

安全・健康・ゆとり・働きがいの確保された乗務員勤務制度見直しと賃金制度改正の実現を目指して、団体交渉を行います！

要求の柱

- ◆乗務労働の特殊性を堅持すること！
- ◆支社・当務主務の乗務は、安全確保のため実施時期を再考すること！
- ◆疲労に対する休憩・睡眠時間の確保！
- ◆行先地での乗務待機している時間に対して手当を支給すること！

【共通】

1. 乗務労働の特殊性を堅持した制度の見直しとすること。

【乗務員勤務制度の見直し】

2. 鉄道輸送の安全を確保するための現行の課題克服、環境整備の時間の確保が必須のため、支社企画部門社員および当務主務の乗務については実施時期を再考すること。
3. 短時間行路についても標準数として算出すると共に、短時間行路数に対して基本的に乗務する現在員数を確保すること。
4. 乗務率の向上に踏まえ、乗務員の負担を軽減するために以下の通り実施すること。
 - ①一般線区における長時間拘束の行路を短縮するよう改善すること。また、一般線区での1勤務の拘束時間は、稠密線区に準じること。
 - ②睡眠を目的とする乗務の中断については、運転士・車掌ともに到着点呼から起床点呼まで6時間以上確保すること。
 - ③食事を取り得る時間については労働時間Aから労働時間Aまでの間を確保した上で、現行時間に対して10分付加すること。
5. 育児・介護勤務については職場のニーズに合った短時間行路を設定するとともに、利用しやすい制度とするために、以下の通り実施すること。
 - ①日中帯の短時間行路を多く作成するとともに、短時間行路の乗務は育児・介護勤務A適用者の希望を最優先すること。
 - ②朝・夕帯の乗務や、6時間を超える勤務は本人が希望した場合のみとすること。
 - ③育児・介護勤務制度導入の趣旨に基づき、公正・公平感のある勤務指定を行うこと。
6. ワークライフバランスの視点から、以下の通り実施すること。
 - ①育児・介護勤務対象者に対する制度について、育児・介護勤務A、育児・介護勤務B、育児休暇、深夜業制限をそれぞれ小学校6年生までとすること。
 - ②育児・介護勤務B適用者に付与される育児・介護休日については、本人の希望日に取得できるようにすること。
 - ③全系統に育児・介護適用者への業務選択制を導入すること。

その②に続きます